

詫び状の書き方教室」掲載例文使用条件

- ① 「詫び状の書き方教室」(以下「本サイト」)の例文は、学校提出に限りその使用を認めます。
- ② 本サイトの例文を使用し、何らかの問題が発生しても、本サイトおよび管理人は**一切の責任を負わない**ものとしします。
- ③ 本サイトの例文を使用する場合、すべてにおいて**使用者の自己責任**で対応するものとしします。
- ④ 本サイトおよび例文に関しては、苦情等は**一切受け付けない**ものとしします。
- ⑤ 何かしらの問題が発生する可能性がある**と判断した場合**、使用は控えてください。
- ⑥ 本サイトの例文を他サイトへ転載することは、理由のいかんを問わず**厳禁**とします。
- ⑦ 他サイトからの直リンクは**一切禁止**とします。

以上

急啓 昨日から二男ポン助が無口で、普段と様子が違うので、その理由を問いたました。すると、夏休みに宿題として出された税に関する作文を、こともあろうことかインターネットから流用し、●●先生に厳しく注意を受けたとのことでした。ポン助がインターネットから人の文章を流用したのは二度目になります。保護者として汗顔の至りでございます。

今回の件につきまして、本人に厳しく事情を問いたましたところ、「どうしても税に関する作文を書くことができなかったから」と申しております。しかし、人の書いた文章を勝手に流用し、自分で書いたと偽ることは著作権法に触れる立派な犯罪である由を、税に関する作文が納税の意識を養うのに、税金について考えるのに貴重な課題であるかを徹底的に諭しましたところ、ポン助も十分に反省し、もう二度と人の書いた文章を流用しないことを約束いたしました。

私どももポン助に対し厳しく教育をしてきたつもりでした。しかし、二回も同様な不始末を引き起こしたことは、子どもに対しての接し方や、保護者としての態度にも問題があった故と、息子ポン助とともに深く反省をしております。

ポン助にはこれまで以上に厳しい態度で接し、二度と人の書いた文章を流用するような不正行為をさせないよう、保護者責任を果たす所存でございます。今後もポン助ともども、ご指導ご鞭撻のほど、心よりお願い申し上げます。

不一

平成●●年●●月●●日

ポン助の父 山田ポン太郎

田中ピー助先生